

令和7年3月19日

国産材の生産・加工・流通に携わる会員の皆様

一般社団法人 全国木材組合連合会

改正クリーンウッド法に基づく国産材の合法性確認について

本年4月から施行される改正クリーンウッド法では、国内市場に流通する全ての木材について合法性確認が義務付けられることになりました。

近年の持続可能性への意識の高まりをうけて、CSRや投資家への説明の観点から、合法性確認木材のみを調達したいという川下の事業者の声も聞かれます。このような時代、特に環境面での木材利用の有効性等を追い風として生かしていくべき時に、国産材が市場で選ばれる木材となるためには、「合法性が確認された木材のみを流通させる」とのしっかりした意思のもとで、川上の事業者によって合法性確認木材として確認され、その情報が川下の事業者へ確実に伝達されることが重要であると考えています。

事業者の皆様におかれては、上流の事業者の義務はもちろんですが、第2種木材関連事業者の努力義務であっても、改正クリーンウッド法の対応を確実に行うよう、準備をよろしくお願いいたします。

国産材の合法性確認に関する留意事項は以下のとおりです。

(1) 国産材の違法伐採リスクは低いとされています

合法性の確認は3つの原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）及びその他の情報を踏まえて行います。この「その他の情報」として何を収集するかはリスクに応じて判断すればよい、とされています。

我が国は、汚職が少なく、国内の違法伐採リスクは非常に低いと国際的に評価されていますので、「その他の情報」の収集に大きなコストをかけなくても、合法性確認木材であると判断できる可能性が高いと考えられます。

簡便に収集できる「その他の情報」の例としては、以下のものが考えられます

- ・ 伐採者が林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者である
- ・ 従来からの取引の実績
- ・ 伐採市町村が分かる（法律では国まで分かればOKですが、それより細かい単位で分かれば、「その他情報」として活用可能です）
- ・ 森林経営計画認定書（原材料情報ですが、経営計画を立てている森林は森林管理が行き届いていると考えられ、違法伐採リスクが低いとの判断材料としても使用可能です）

（２）証明書のない木材でも合法性確認木材と確認することができます

除伐などの証明書が発行されない伐採の場合、①樹種、②伐採地域、③その他の情報に基づき合法性の確認を行います。３つの原材料情報が揃わなくても、その他の情報を踏まえ、違法伐採リスクが低いと判断できれば、合法性確認木材として確認して差し支えありません。

（３）合法性確認木材 100%のメリット

改正クリーンウッド法では、合法性が確認できなかった木材は合法性確認木材でない木材として流通させることができる、としています。また、合法性確認木材とそうでない木材の分別管理も求められていません。このため、川上の事業者が合法性確認木材として確認を行っても、合法性確認木材でない木材が併存する状況では、①合法性確認木材でない木材と混ざってしまえば「合法性確認木材でない木材が含まれています」と伝達せざるを得ないこと、②「合法性確認木材です」と伝達するためには分別管理せざるを得ないことになります。

仮に合法性確認木材の取扱いが 100%になれば、これらの状況を回避し、川下まで「合法性確認木材」である旨の伝達を行いやすくなります。特に、国産材はそもそも違法伐採のリスクが低いことを踏まえれば、改正クリーンウッド法の遵守・普及を徹底すれば、こうした状況をつくることが可能と思われます。

（４）当面の措置について

合法性の確認を行う事業者は最上流の第１種木材関連事業者のみであり、その下流の第２種木材関連事業者は川上の事業者から情報が伝達された場合のみ、受け取った合法性確認結果に関して何ら変更することなく木材を譲り渡す者に伝達することしかできません。このため、合法性確認木材が 100%の状況に至らない当面の間は、川下からの合法性確認木材のオーダーや補助事業での合法性確認木材の指定などに適切に対応していくには、上流からの情報を分別管理等を伴う信頼できる確かな情報として川下に伝えていくため、法律上で分別管理等が求められていなくても、林野庁ガイドラインに基づく合法木材の団体認定制度（12,000 合法木材供給事業者のネットワーク）等を遵守・普及に活用することが必要と思われます。

なお、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（環境省）の公共事業における製材等の資材への要求においては、「木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月）」に準拠して行う」とされており、合法性確認木材のみを供給することだけではなく、林野庁ガイドラインに基づく分別管理や証明の連鎖等も公共調達等では求められていることにご留意ください。

ただし、公共事業等の資材として出荷する予定がなく団体認定制度に属してい

ない第2種木材関連事業者の皆様は、上流からクリーンウッド法に基づく合法性確認の情報を受け取った場合は、出荷の際の納品書等への記載について、努力義務ではありますが確実に出荷先に伝えるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

(5) 合法証明等の林野庁ガイドラインの合法性確認への活用

林野庁ガイドラインに基づく団体認定制度では、認定番号と合法木材である旨の納品書への記載により、認定事業者である素材生産業者からの納品書が合法木材の証明書になりますが、昨年末の大臣告示により、第1種木材関連事業者が合法性の確認を行う際の原材料情報にもなることとして認められています。このため、この納品書により3つの原材料情報と合法木材の認定事業体であるという「その他情報」も得られることから、第1種木材関連事業者の合法性の確認が容易になると思われます。なお、この際は、伐採届等の素材生産業者が収集した書類については、従来どおり素材生産業者が5年間保管する必要がありますので、ご注意ください。

(6) 林地残材・製材端材の取扱い

林地残材・製材端材はこれまでクリーンウッド法の対象外と整理していましたが、改正後は対象に含まれます。例えば、製紙工場やバイオマス発電所等の環境に関し適切な運用が求められる川下事業者より、仮に第2種木材関連事業者の「努力義務」とされている場合であっても、合法性確認木材である旨の情報伝達が求められる場合があることに留意してください。

林野庁では情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」に様々な情報を提供しています。制度の詳細については、こちらをご参照ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

【担当】

一般社団法人 全国木材組合連合会

常務理事 中村 道人

Tel 03-6261-9137

E-Mail nakamura@zenmoku.jp